

京都市告示第601号

市会の議決を経て、指定管理者を次のように指定しました。

令和5年1月13日

京都市長 門川大作

公の施設の名称	指 定 管 理 者	指 定期 間
京都市上京児童館	京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅 湊町83番地の1 社会福祉法人京都市社会福祉協議会	令和5年4月1日 から令和10年3 月31日まで
京都市高野児童館	同 上	同 上
京都市修徳児童館	京都市中京区壬生御所ノ内町39番5 社会福祉法人京都福祉サービス協会	同 上
京都市吉祥院児童館	京都市南区久世川原町79 社会福祉法人清和園	同 上
京都市久世西児童館	同 上	同 上
京都市葛野児童館	京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅 湊町83番地の1 社会福祉法人京都市社会福祉協議会	同 上
京都市西京児童館	同 上	同 上
京都市伏見板橋児童館	京都市伏見区深草泓ノ壺町37番地の 1 社会福祉法人フジの会	同 上
京都市藤城児童館	京都市右京区嵯峨大覚寺門前六道町1 2番地 社会福祉法人健光園	同 上

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課)